

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No.	改革項目(名称)	担当課
5	市民参加条例等の策定	市民協働推進課 電話 636
実施内容		
市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を策定する。		
位置づけ	大綱	基本目標2 市民参加・協働の推進
	実行計画	2-(1) 市民参加の推進

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	○	●	→	→					
H19改訂スケジュール	▲	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
 - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
 - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
 - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
 - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
 - 当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定			マーク
▼ 平成19年度における取組み予定			
17	①市民委員の公募、学識経験者選定 ②市ホームページへのサイト掲載 ③策定市民委員会を設置し、条例案を検討(3回開催予定) ④市民委員道内先進市研修(職員随員) ⑤庁内体制の確立(推進会議、サポート会議)		○
18	①策定市民委員会による条例案検討 ②アンケートの実施 ③フォーラム開催 ④素案の公表と市民意見募集 ⑤庁内体制での検討 ⑥策定委員会会議録作成、アンケート集計、サイト管理などの事務局作業		○
19	①策定市民委員会による条例案検討(3回開催予定) ②条例素案の市長への提出 ③市議会に条例案を提出 ④条例施行 ⑤策定委員会会議録作成、サイト管理などの事務局作業 ⑥条例に基づく行政運営の実施		●
20	条例に基づく行政運営の実施		↓
21	条例に基づく行政運営の実施		↓
22			
23			
24			
25			
26			

Do! 改革の取組み			マーク
▼ 平成19年度までの取組み結果			
17	①市民委員20名、通信市民委員2名を選考、委嘱。アドバイザー(学識経験者)2名を決定。②市ホームページに「市民参加条例策定委員会」サイトを掲載し、委員会の会議録等を公開。③1月29日に第1回の市民委員会を開催。学習を中心とした市民委員会を年度内に3回開催。毎月第4日曜日を定例開催日とした。④3月に白老町より講師を招き委員研修会を実施。⑤4月より事務局が新設課である市民協働推進課に移行。庁内体制(推進会議、サポート会議)は18年度に設置することとした。		▲
18	①策定市民委員会による条例案検討(原則、毎月第4日曜日) ②アンケートの実施 ③フォーラム開催 ④市民参加条例策定の活動を市民にPR(ポスター作成、市民委員のFMメイプル出演) ⑤フォーラムブックレットの作成 ⑥庁内体制(推進会議)での検討 ⑦策定委員会・フォーラム会議録作成、アンケート集計、サイト管理などの事務局作業		▲
19	①策定市民委員会による条例案検討(11回開催予定) ②条例素案の市長への提出 ③市議会に条例案を提出 ④条例施行 ⑤策定委員会会議録作成、サイト管理などの事務局作業 ⑥条例に基づく行政運営の実施		▲
▼ 評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)			
20	①市議会に条例案を提出 ②条例施行 ③条例に基づく行政運営の実施		●
21	条例に基づく行政運営の実施		↓
22	条例に基づく行政運営の実施 条例の見直しを検討		
23	条例に基づく行政運営の実施		
24	条例に基づく行政運営の実施		
25	条例に基づく行政運営の実施 条例の見直しを検討		
26	条例に基づく行政運営の実施		

Check! 19年度の取組みへの評価
<ul style="list-style-type: none"> ・市民委員会(11回)で条例素案の検討を進めるとともに、市民委員会内に報告書作成チームを設置し、1月28日、市長へ「北広島市市民参加条例素案」報告書を提出した。 ・市ホームページで市民委員会の検討状況、条例素案を公開するなどのサイト管理も行った。

Action! 評価を踏まえ改善する内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市民委員会の条例素案を基に、条例原案を作成し、市民意見の募集(パブリックコメント)を経て条例案を議会に提案、20年度中の「市民参加条例」策定を目指す。また、市民参加条例に規定される市民投票制度の手続条例として「市民投票条例」もパブリックコメントを経て、20年度中に策定する。 ・条例施行に向けて、市民への周知用パンフレットの作成、市ホームページでの情報提供等を行う。 ・条例施行後は3年以内ごとの見直しを行う。